

高齢者の交通安全および犯罪被害等の予防ならびに高齢者等の
見守り支援等に係る協力に関する協定書

公益社団法人滋賀県柔道整復師会長（以下「甲」という。）、滋賀県後期高齢者医療広域連
合事務局長（以下「乙」という。）、滋賀県警察本部生活安全部長（以下「丙」という。）、
滋賀県警察本部交通部長（以下「丁」という。）および滋賀県健康医療福祉部長（以下「戊」
という。）は、高齢者の交通安全および犯罪被害等の予防、後期高齢者医療制度に関する周知
広報ならびに高齢者等の見守り支援等に係る事項に関して、次のとおり協定を締結する。

（定義）

第1条 この協定において「高齢者」とは、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法
律第80号）に定める前期高齢者および後期高齢者をいう。

（目的）

第2条 本協定は、公益社団法人滋賀県柔道整復師会に加盟する会員の施術を受ける高齢者が
犯罪や事故の被害にあうこと等および高齢者の行方不明事件等の発生を未然に防止すること
ならびに後期高齢者医療制度に関する周知広報の実施を目的に、甲、乙、丙、丁および戊が
協力して、情報の共有、広報等を迅速かつ的確に実施できるよう必要な事項を定めるもので
ある。

（連携事項）

第3条 甲、乙、丙、丁および戊は、前条の目的を達成するため、連携して次に掲げる事項に
ついて業務に支障のない範囲において、取り組むものとする。

- （1）高齢者の交通事故および犯罪（以下「高齢者事件等」という。）の被害者等となること
を未然に予防する。
- （2）後期高齢者医療制度に関する周知広報の実施により、制度についての認知度を高め、理
解を深める。
- （3）高齢者等の見守り支援を行うことにより、高齢者が行方不明等になることを未然に防止
する。
- （4）その他、前条に定める目的達成のための各種取組を行う。

2 前項各号に定める事項を効果的に推進するための具体的な取組内容および実施方法につい
ては、甲、乙、丙、丁および戊が協議の上、取組毎に別途定める。

（協定内容の変更）

第4条 甲、乙、丙、丁または戊のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、協議
の上、必要な変更を行うものとする。

（協定の期間）

第5条 本協定の期間は、協定締結日から2年間とする。

（疑義の決定）

第6条 本協定に定めのない事項または本協定に関して疑義が生じたときは、甲、乙、丙、丁
および戊が協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書4通を作成し、甲、乙、丙、丁および戊がそれぞれ署名の
うえ各自その1通を保有するものとする。

平成30年10月16日

甲 滋賀県大津市相模町2番37号
公益社団法人滋賀県柔道整復師会
会長 中 江 利 信 （署名）

乙 滋賀県大津市京町四丁目3番28号
滋賀県後期高齢者医療広域連合
事務局長 松 井 繁 夫 （署名）

丙 滋賀県大津市打出浜1番10号
滋賀県警察本部
生活安全部長 福 永 正 行 （署名）

丁 滋賀県大津市打出浜1番10号
滋賀県警察本部
交通部長 松 岡 正 樹 （署名）

戊 滋賀県大津市京町四丁目1番1号
滋賀県
健康医療福祉部長 川 崎 辰 己 （署名）